明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務五八）　一
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同五九）　二
〔告　示〕
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務二三八）　三
○三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件（同二三九）
○特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件の全部を改正する件の全部を改正する件（同二四〇）
○無線設備規則第四十九条の十六第八号ただし書の規定に基づく同号本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件（同二四一）
○デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件の一部を改正する件（同二四二）
○無線設備規則別表第三号二十二ただし書の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局並びにその送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件（同二四三）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二二〇）
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁一六四）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
公調委平成二十二年（フ）第三号　栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示二）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会放送受信規約の一部変更関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　二二
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第2の注25(7)中「、終了促進措置」を「、当該終了促進措置に係る合意」を「当該終了促進措置に係る合意」に改め、同(7)ア中「MCA陸上移動通信及び」を「設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信及び同条第6号に規定する」に改め、同(7)イ中「包括免許に係る特定基地局」を「包括免許に係る特定無線局」に改め、「当該包括免許に係る」の次に「特定無線局の」を加え、同(7)ヰ中「申入れがあつた」の次に「施行規則第6条第4項第2号に規定する」を加え、同ヰの次に次のように加える。

オ　放送番組の素材を中継する無線局

カ　無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第59号）第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

附　則

この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表六の項送信設備の欄(二)中「第四十九条の八の三」の下に「、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）」を加える。

第四十九条の十六中「七七九MHzを超え七八八MHz以下及び七九七MHzを超え八〇六MHz以下」を「四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改め、同条第四号中「一五、〇〇〇ヘルツ」を「二〇、〇〇〇ヘルツ」に改め、同条第六号イ中「周波数偏移が（±）四〇kHz」を「占有周波数帯幅が一一〇kHz」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「周波数偏移が（±）四〇kHzを超え（±）一五〇kHz以内」を「占有周波数帯幅が一六〇kHzを超え三三〇kHz以内」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。